

第4章 子ども・子育て支援事業計画に関する事項

第4章 子ども・子育て支援事業計画に関する事項

基本理念と基本目標を達成するための施策形成に向けて、本章では、今後どの程度の子育て需要（ニーズ）があるかという観点で、教育・保育（※1）や子育て支援事業（※2）などの各種サービスの利用希望者数の推計（※3）を行います。

※1：保育園こども園での通常の預かり、※2：時間外保育、病児保育などのサービス、※3：国の指針等に定める「量の見込み」のこと

1 教育・保育等の提供区域の設定

当市では、現在の教育・保育の利用状況、関連サービスを提供するための施設整備状況等を勘案し、全事業について市内全域を一つの教育・保育等の提供区域とします。

【参考】教育・保育施設、主な子育て支援施設等の分布状況



(単位：か所)

	認可 保育所	認定 こども園	小規模 保育事業	地域 保育所	放課後児 童クラブ ・学童保 育	病児・病 後児保育 施設	子育て支 援センタ ー
十日町地域	5	10	1	1	12	3	1
川西地域	—	2	—	—	3	—	1
中里地域	—	1	—	—	1	—	1
松代地域	—	1	—	—	1	—	1
松之山地域	1	—	—	—	1	—	1
合計	6	14	1	1	18	3	5

(令和7年4月1日時点の見込み)

2 教育・保育の量の利用希望の推計等

本項では、用語説明と今後の児童数の推計を行ったうえで、計画期間内における教育・保育の利用希望の推計などを示します。

■用語説明等

「量の見込み」「提供体制の確保方策」

用語	説明
量の見込み	教育・保育施設や子育て支援事業の今後の利用希望者数を推計したもの
確保方策	教育・保育施設や子育て支援事業の利用可能な定員を集計したもの

「教育・保育給付支給認定区分」「対象年齢」「保育の必要性」「利用施設」

認定区分	対象年齢	保育の必要性	利用施設
1号認定	満3歳以上	幼児期の教育 保育の必要性は問わない (教育標準時間認定)	幼稚園 認定こども園(教育認定枠)
2号認定		保育の必要性あり (保育標準(短)時間認定)	認可保育所 認定こども園(保育認定枠)
3号認定	満3歳未満	保育の必要性あり (保育標準(短)時間認定)	認可保育所 認定こども園(保育認定枠) 地域型保育事業

提供体制の確保方策における「特定教育・保育施設」「地域型保育事業」「その他」

用語	説明
特定教育・保育施設	認可保育所、認定こども園、新制度に移行する幼稚園
地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育
その他	新制度に移行しない幼稚園、地域保育所

【参考】量の見込みの算出に当たり用いる推計児童数

2020(令和2)年の国勢調査結果に基づく本市の将来推計人口を基礎として、最新の人口の確定値を反映し算出しています。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳	181	171	165	157	151
1・2歳	370	373	365	349	335
3～5歳	667	617	564	555	548
6～8歳	852	771	760	665	615
9～11歳	1,066	1,013	910	842	762
合計	3,136	2,945	2,764	2,568	2,411

(1) 教育・保育の量の見込みと確保方策

【総括表】

(単位：人)

認定区分	対象年齢	量の見込み 確保方策	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
1号認定	3～5 歳児	量の見込み	45	42	37	36	36
		確保方策	200	200	200	200	200
2号認定	3～5 歳児	量の見込み	615	569	521	513	504
		教育系希望者	108	100	92	91	88
		その他	507	469	429	422	416
		確保方策	590	590	590	590	590
3号認定	1・2 歳児	量の見込み	328	329	323	309	297
		確保方策	400	400	400	400	400
	0歳児	量の見込み	120	113	109	104	100
		確保方策	120	120	120	120	120
合計		量の見込み	1,108	1,053	990	962	937
		確保方策	1,310	1,310	1,310	1,310	1,310

【令和7年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		教育系 希望者	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	45	108	507	328	120
②確保方策	200	590		400	120
特定教育・保育施設	200	559		383	116
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	31		9	0
③需給の状況 (②-①)	155	-25		72	0

※②確保方策については、各施設の定員を上限とした利用定員。今後定員の変更があった場合には、この数も変更となる可能性がある。(次表以降同じ)

【令和8年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		教育系 希望者	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	42	100	469	329	113
		569			
②確保方策	200	590		400	120
特定教育・保育施設	200	559		383	116
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	31		9	0
③需給の状況 (②-①)	158	21		71	7

【令和9年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		教育系 希望者	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	37	92	429	323	109
		521			
②確保方策	200	590		400	120
特定教育・保育施設	200	559		383	116
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	31		9	0
③需給の状況 (②-①)	163	69		77	11

【令和10年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		教育系 希望者	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	36	91	422	309	104
		513			
②確保方策	200	590		400	120
特定教育・保育施設	200	559		383	116
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	31		9	0
③需給の状況 (②-①)	164	77		91	16

【令和 11 年度】

(単位：人)

市全域	1号認定	2号認定		3号認定	
	3～5歳児	3～5歳児		1・2歳児	0歳児
		教育系希望者	その他		
①量の見込み (今後の利用希望者数)	36	88	416	297	100
		504			
②確保方策	200	590		400	120
特定教育・保育施設	200	559		383	116
地域型保育事業	—	—		8	4
その他	—	31		9	0
③需給の状況 (②－①)	164	86		103	20

【0～2歳児の保育利用率】

待機児童対応を図るため、0～2歳児の保育利用率の目標値を設定します。

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
児童数推計	551	544	530	506	486
確保方策合計	520	520	520	520	520
保育利用率(目標値)	94.4%	95.6%	98.1%	100%	100%

(2) 認可に係る受給調整の基本的な考え方

当市は、法人等から地域型保育事業の認可申請があった場合に、この計画に示す特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数を考慮しつつ、子ども・子育て会議の意見を踏まえたうえで、判断するものとします。

3 地域子ども・子育て支援事業の利用希望の推計等

前項に続き、本項では本市全体の、計画期間内における地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策を示します。

(1) 時間外保育事業(延長保育事業)

保育認定を受けたこどもに対し、その認定利用日・利用時間とは異なる日や時間において、保育を行う事業

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用人数)	3,500	3,420	3,321	3,288	3,262
確保方策	9,600	9,600	9,600	9,600	9,600

(2) 一時預かり事業（幼稚園型）

教育認定（1号認定）の在園児に対し、保護者の就労形態の多様化に応じ、教育時間外や長期休業日に保育を行う事業

（単位：人、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ利用人数）	16,500	16,121	15,653	15,496	15,372
確保方策	16,500	16,500	16,500	16,500	16,500
確保方策（施設数）	14	14	14	14	14

(3) 一時預かり事業（一般型・余裕活用型）

保護者の事情により家庭保育ができない場合に、保育園こども園で一時的に保育を行う事業

（単位：人、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ利用人数）	350	342	332	329	326
確保方策	2,100	2,100	2,100	2,100	2,100
確保方策（施設数）	22	22	22	22	22

(4) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

乳幼児とその保護者が相互交流できる場として運営し、あわせて各種相談に応じるほか、情報提供や育児講座を行う事業

（単位：人、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ利用人数）	16,298	16,054	15,813	15,623	15,467
確保方策（施設数）	5	5	5	5	5

(5) 病児・病後児保育事業

病気や病気の回復期のこどもを対象に、病院または保育園の専用スペース内で看護師等が保育を行う事業

（単位：人、か所）

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み （延べ利用人数）	900	889	877	873	870
確保方策	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700
確保方策（施設数）	3	3	3	3	3

(6) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

保護者の就労要件にかかわらず、未通園の乳幼児を月当たり一定時間内で預けることができる事業。令和8年度からの制度開始を予定

(単位：人)

		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
0歳児	量の見込み		4	4	4	4
	確保方策		4	4	4	4
1歳児	量の見込み		3	2	2	2
	確保方策		3	2	2	2
2歳児	量の見込み		2	2	2	2
	確保方策		2	2	2	2
合計	量の見込み		9	8	8	8
	確保方策		9	8	8	8

(7) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ・学童保育）

保護者が就労等で昼間家庭に不在となる世帯の児童を対象に、授業終了後等に学校余裕教室を活用して遊びや生活の場を提供する事業

(単位：人、か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (利用児童数)	548	541	537	531	525
低学年※1	435	430	427	422	417
高学年※2	113	111	110	109	108
確保方策	570	570	570	570	570
確保方策（施設数）	18	18	18	18	18

※1：小学校1年～3年 ※2：小学校4年～6年

(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

こどもを一時的に預けたい場合等に、相互の信頼関係のもと、地域内のサポーターが預かりなどを行う事業

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ利用人数)	571	562	554	547	542
確保方策	571	562	554	547	542

(9) 利用者支援事業（こども家庭センター型 十日町市こども家庭センター）

母子保健と児童福祉が連携して、妊産婦、こどもとその家庭を対象に、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援を行う事業。令和6年4月設置
(単位：か所)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (実施箇所数)	1	1	1	1	1
確保方策	1	1	1	1	1

(10) 妊婦に対する健康診査（妊婦健康診査事業）

妊婦の健康の保持と増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要により医学的検査を実施する事業

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ受診人数)	2,300	2,174	2,098	1,997	1,921
確保方策	2,300	2,174	2,098	1,997	1,921

(11) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を保健師等が訪問し、赤ちゃんの発育や育児に関する相談、子育てに関する情報提供を行う事業

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (訪問対象乳児数)	181	171	165	157	151
確保方策	181	171	165	157	151

(12) 養育支援訪問事業、その他要保護児童等の支援に資する事業

育児不安等により支援が必要と認められる家庭において、養育に関する相談、指導等必要な支援を行うために保健師、助産師等が継続して訪問支援する事業。また、要保護児童対策地域協議会の機能強化のため、関係機関の連携や専門性の強化を図る取組を実施

(単位：人)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (対象人数)	20	20	20	20	20
確保方策	20	20	20	20	20

(13) 妊婦等包括相談支援事業

妊婦等に対して面談し、心身の状況やその置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報提供、相談その他の援助を行う事業

(単位：回)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (面談等回数)	724	684	660	628	604
確保方策	724	684	660	628	604

※0歳児の推計児童人口を産婦数に読み替えて算出、1組当たり面談回数4回

(14) 産後ケア事業

産婦と生後5か月未満の乳児に対し、心身のケアや育児のサポートを実施

(単位：人日)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み (延べ人数)	90	90	90	90	90
確保方策 (延べ人数)	90	90	90	90	90

※0歳児の推計児童人口を産婦数に読み替えて算出

4 教育・保育の一体的提供と体制の確保

(1) 認定こども園への普及

認定こども園は、幼稚園と保育園の双方の役割を併せ持ち、保護者の就労状況にかかわらず子どもたちの柔軟な受入れが可能であり、質の高い教育・保育を目指す施設です。

保育園等から認定こども園へ移行する希望のある施設に対しては、引き続き必要な情報を提供し、円滑な移行の支援を行います。

(2) 質の高い教育・保育の一体的提供

乳幼児期の発達が連続性を有するものであることや、幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを十分に認識し、幼児教育・保育等の質の確保及び向上を推進します。

保育士等に対しては、県等が実施する分野別研修への参加を促すほか、園内研修を実施し、資質の向上に努めます。また、保育の質を確保するため、有資格者率の向上を図ります。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の体制確保

女性の社会参加、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化等から、子育ての孤立化が懸念されます。

このようなことから、子育ての負担・不安・孤立感を和らげ、父母が共によるこびを感じながら子育てすることができるよう、質の高い教育・保育の提供のほか、放課後児童クラブや子育て支援センターなどの地域子ども・子育て支援事業の充実を図ります。